

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	障害保健福祉部
----	---------

### I. 障害福祉サービス等事業者等に関する手続

#### 1 手続の概要及び電子化の状況

##### (1) 障害福祉サービス等事業者の新規開始

###### ① 手続の概要

障害福祉サービス等事業を行う者の申請により、障害福祉サービス等の種類等及び障害福祉サービス等事業を行う事業所ごとに届出及び指定申請を行う。

###### ② 電子化の状況

なし

##### (2) 障害福祉サービス等事業者等の変更

###### ① 手続の概要

障害福祉サービス等事業者は、サービスの量を増加しようとするとき等又は名称及び所在地等に変更があった際には、その旨の申請又は届出を行う。

###### ② 電子化の状況

なし

##### (3) 障害福祉サービス等事業者の指定の更新

###### ① 手続の概要

障害福祉サービス等事業者の指定は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

###### ② 電子化の状況

なし

##### (4) 障害福祉サービス等事業者の廃止

###### ① 手続の概要

指定障害福祉サービス等事業者又は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止しようとするときは、その廃止の一月前までに、その旨を届け出なければならない。

###### ② 電子化の状況

なし

##### (5) 障害福祉サービス等事業者の休止

###### ① 手続の概要

指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を休止しようとするときは、その休止の一月前までに、その旨を届け出なければならない。

###### ② 電子化の状況

なし

#### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

##### (1) 障害福祉サービス等事業者の新規開始

- ・添付書類である「利用者の推定数」の提出形式の簡略化
- ・必要な提出書類の公表の推進
- ・Eメール等を利用した事前相談の推進
- ・郵送による書類提出の原則化

以上の削減方策による削減効果は25%の見通しである。

##### (2) 障害福祉サービス等事業者の変更

- ・Eメール等を利用した事前相談の推進
- ・郵送による書類提出の原則化

以上の削減方策による削減効果は36%の見通しである。

- (3) 障害福祉サービス等事業者等の指定の更新
  - ・ 必要な提出書類の公表の推進
  - ・ Eメール等を利用した事前相談の推進
  - ・ 郵送による書類提出の原則化
 以上の削減方策による削減効果は28%の見通しである。
- (4) 障害福祉サービス等事業者の廃止
  - ・ 郵送による書類提出の原則化 作業時間 20%削減
- (5) 障害福祉サービス等事業者の休止
  - ・ 郵送による書類提出の原則化 作業時間 20%削減

※ いずれの取組についても、自治体の理解・協力が必要であり、平成29年度中にその取組を事務連絡等により促進し、平成31年度末までにその徹底を図る。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

- (1) 障害福祉サービス等事業者の新規開始
  - (2) 障害福祉サービス等事業者の変更
  - (3) 障害福祉サービス等事業者等の指定の更新
- 上記3つの手続き件数の合計が、障害福祉サービス等事業者等に関する手続件数全体のうち9割を超えており、これらの削減方策を検討することで、実効性のある計画実行に寄与すると考えられることから。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 障害福祉サービス等事業者の新規開始

##### ①コスト計測の方法

事業者へのヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 2,040分

II 決定までに3回訪問するのに要する時間(※) 360分

合計:2,400分

※(1回の訪問時間) = (往復の移動時間) + (待ち時間) + (対面時間) = 120分として計算

このうち、

Iについて、

- ・ 法令に規定された添付書類である「利用者の推定数」について、自治体において個別対象者名簿等の提出が求められており、事業者の負担が過大になっている現状を改善するため、当該添付書類の提出形式を簡略化する。
- ・ 各自治体において必要な提出書類等について、担当者間でその見解が相違している現状を改善するため、これを公表することを推進する。
- ・ 事業者と自治体間の法解釈等が異なり、提出書類の出し直し等が発生しているという現状を改善するため、Eメール等を利用した事前相談を推進する。

IIについて、

- ・ 事業者の自治体への訪問回数が過大になっているという現状を改善するため、Iの取組を行うこととEメール等や郵送による手続を増やす。

- ②時期：取組の起算点(開始時期)はヒアリングを行った平成29年6月とし、次年度以降については申請件数が年間で最も多い4月を想定。

- (2) 障害福祉サービス等事業者の変更

##### ①コスト計測の方法

事業者へのヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 180分

II 決定までに2回訪問するのに要する時間(※) 240分

合計:420分

※(1回の訪問時間) = (往復の移動時間) + (待ち時間) + (対面時間) = 120分として計算

このうち、

I について、

- ・ 事業者と自治体間の法解釈等が異なり、提出書類の出し直し等が発生しているという現状を改善するため、Eメール等を利用した事前相談を推進する。

II について、

- ・ 事業者の自治体への訪問回数が過大になっているという現状を改善するため、郵送による書類提出の原則化する。

②時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成 29 年 6 月とし、次年度以降については申請件数が年間で最も多い 4 月を想定。

### （3）障害福祉サービス等事業者等の指定の更新

#### ①コスト計測の方法

事業者へのヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 480 分

II 決定までに 2 回訪問するのに要する時間（※） 240 分

合計：720 分

※（1 回の訪問時間）＝（往復の移動時間）＋（待ち時間）＋（対面時間）＝120 分として計算

このうち、

I について、

- ・ 各自治体において必要な提出書類等について、担当者間でその見解が相違している現状を改善するため、これを公表することを推進する。
- ・ 事業者と自治体間の法解釈等が異なり、提出書類の出し直し等が発生しているという現状を改善するため、Eメール等を利用した事前相談を推進する

II について、

- ・ 事業者の自治体への訪問回数が過大になっているという現状を改善するため、I の取組みを行うことと Eメール等や郵送による手続を増やす。

②時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成 29 年 6 月とし、次年度以降については申請件数が年間で最も多い 4 月を想定。

## Ⅱ. 指定自立支援医療機関に関する手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 指定自立支援医療機関の指定申請
  - ① 手続の概要  
指定自立支援医療機関の指定を、自立支援医療を行う者の申請により、自立支援医療の種類及び自立支援医療を行う医療機関ごとに行う。
  - ② 電子化の状況  
なし。
- (2) 指定自立支援医療機関の変更届出
  - ① 手続の概要  
指定自立支援医療機関は、当該指定に係る医療機関の名称等に変更があったときはその旨を都道府県知事に届け出なければならない。
  - ② 電子化の状況  
なし。
- (3) 指定自立支援医療機関の指定の更新申請
  - ① 手続の概要  
指定自立支援医療機関の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
  - ② 電子化の状況  
なし。
- (4) 指定自立支援医療機関の指定の辞退
  - ① 手続の概要  
指定自立支援医療機関は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
  - ② 電子化の状況  
なし。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- |                        |            |
|------------------------|------------|
| (1) 指定自立支援医療機関の指定申請    |            |
| ・ 申請書等の記載方法や記載内容の明確化   | 作業時間 20%削減 |
| (2) 指定自立支援医療機関の変更届出    |            |
| ・ 申請書等の記載方法や記載内容の明確化   | 作業時間 25%削減 |
| (3) 指定自立支援医療機関の指定の更新申請 |            |
| ・ 申請書等の記載方法や記載内容の明確化   | 作業時間 20%削減 |
| (4) 指定自立支援医療機関の指定の辞退   |            |
| ・ 辞退届の記載方法や記載内容の明確化    | 作業時間 20%削減 |

※ 平成 29 年度中に各地方自治体に対して、申請書等の記載方法や記載内容について明確にしたもの（記載例等）を配布し、ホームページ等で周知してもらう。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

- (1) 指定自立支援医療機関の指定申請
  - (2) 指定自立支援医療機関の変更届出
  - (3) 指定自立支援医療機関の指定の更新申請
- 上記 3 つの手続き件数の合計が、指定自立支援医療機関の指定に関する手続件数全体のうち 9 割を超えており、これらの削減方策を検討することで、実効性のある計画実行に寄与すると考えられることから。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 指定自立支援医療機関の指定申請

①コスト計測の方法

医療機関へのヒアリングの結果、以下の標準的な作業時間を設定。

○書類作成に要する時間 300分（うち事前準備 150分）

- ・申請書等の記載要領（主に医師の経歴書）について、わかりにくく、自治体への問い合わせや提出後の修正が必要になるという現状を改善するため、記載要領に対応した記載例等を医療機関に配布する。

削減率：60分／300分＝20%

②時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成29年6月とし、次年度以降については申請件数が年間で最も多い4月を想定。

(2) 指定自立支援医療機関の変更届出

①コスト計測の方法

医療機関へのヒアリングの結果、以下の標準的な作業時間を設定。

○書類作成に要する時間 120分（うち事前準備 60分）

- ・申請書等の記載要領（主に医師の経歴書）について、わかりにくく、自治体への問い合わせや提出後の修正が必要になるという現状を改善するため、記載要領に対応した記載例等を医療機関に配布する。

削減率：30分／120分＝25%

②時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成29年6月とし、次年度以降については申請件数が年間で最も多い4月を想定。

(3) 指定自立支援医療機関の指定の更新申請

①コスト計測の方法

医療機関へのヒアリングの結果、以下の標準的な作業時間を設定。

○書類作成に要する時間 150分（うち事前準備 60分）

- ・申請書等の記載要領（主に医師の経歴書）について、わかりにくく、自治体への問い合わせや提出後の修正が必要になるという現状を改善するため、記載要領に対応した記載例等を医療機関に配布する。

削減率：30分／150分＝20%

②時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成29年6月とし、次年度以降については申請件数が年間で最も多い4月を想定。

### Ⅲ. 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出等

#### 1 手続の概要及び電子化の状況

##### ① 手続の概要

###### (1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出時

指定障害福祉サービス事業者等は、事業を開始するにあたってその旨を厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下、「厚生労働大臣等」という）に届け出なければならない。

また、法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、不正行為を未然に防止するとともに、事業運営の適正化を図る。

指定障害福祉サービス事業者等は、次に掲げる区分に応じ、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。（障害者総合支援法第 51 条の 2 第 2 項）、（障害者総合支援法第 51 条の 31 第 2 項）（児童福祉法第 21 条の 5 の 25 第 2 項）、（児童福祉法第 24 条の 19 の 2 第 2 項）、（児童福祉法第 24 条の 38 第 2 項）

①業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者・・・厚生労働省

②特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が同一市町村内に所在する事業者・・・市町村

③すべての事業所等が同一指定都市内に所在する事業者・・・指定都市

④①から③以外の事業者・・・都道府県

###### (2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更時

指定障害福祉サービス事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等に届け出なければならない。

（障害者総合支援法第 51 条の 2 第 3 項）、（障害者総合支援法第 51 条の 31 第 3 項）、（児童福祉法第 21 条の 5 の 25 第 3 項）、（児童福祉法第 24 条の 19 の 2 第 3 項）、（児童福祉法第 24 条の 38 第 3 項）

###### (3) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更時

指定障害福祉サービス事業者等は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等にも届け出なければならない。（障害者総合支援法第 51 条の 2 第 4 項）、（障害者総合支援法第 51 条の 31 第 4 項）（児童福祉法第 21 条の 5 の 25 第 4 項）、（児童福祉法第 24 条の 19 の 2 第 4 項）、（児童福祉法第 24 条の 38 第 4 項）

##### ② 電子化の状況

なし

#### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

##### ○取り組み対象

(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出時

(2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更時

(3) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更時

##### ○削減方策

郵送による手続きの徹底により 33%削減

##### ○コスト削減の取り組み時期

上記取り組みの実施については、自治体の理解・協力が必要不可欠であり、平成 29 年度中に上記取り組みに関する事務連絡等による周知を行い、平成 31 年度末までにその徹底を図るものとする。

#### 3 コスト計測

##### 1. 選定理由

(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出時

(2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更時

(3) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更時

上記 3 つの手続きが業務管理体制の整備に関する届出書の手続きを以下の削減方策を実施することにより、より効果のある計画実行が行えると考えられるため。

## 2. コストの計測及び時期

コスト計測については、(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出時 (2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更時 (3) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更時のいずれも作成方法、提出方法が同じなので、以下の方法で行う。

### I コスト計測の方法

事業者へのヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定

① 作成の際に係るコスト

30分/枚 × 1 (=30分)

② 提出の際に係るコスト (事業所から市役所等)

60分程度

持参した場合に係る  
総コストは90分

II 実施時期：取組の起算点 (開始時期) はヒアリングを行った平成 29 年 6 月とし、次年度以降については昨年後に届出のあった事業者数が把握できる 4 月末を想定。

## IV 障害福祉サービス事業等の開始等（障害者総合支援法第79条第1項第3号及び第4号に限る。）に関する手続きに関する手続

### **1 手続の概要及び電子化の状況**

- (1) 事業の開始の届出
  - ① 手続の概要  
事業者が、移動支援事業及び地域活動支援センターを運営する事業を行うときは、あらかじめ、事業を開始する際に都道府県知事に届出を行う。
  - ② 電子化の状況  
なし。
- (2) 事業の開始後の変更届
  - ① 手続の概要  
事業者は、(1)にて届け出た内容に変更が生じた場合は、その旨を都道府県知事に届出を行う。
  - ② 電子化の状況  
なし。
- (3) 事業の廃止又は休止の届
  - ① 手続きの概要  
事業所は、事業を廃止又は休止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届出を行う。
  - ③ 電子化の状況  
なし。

※手続きの手法については、都道府県に委ねられている。

### **2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

- (1) 事業の開始の届出
  - ・加工可能な電子媒体による届出様式の提供を推進
  - ・最終的な提出書類一式のイメージを公表することを推進
  - ・Eメールを利用した事前相談及び不備の修正の推進
  - ・郵送による書類提出の原則化以上の削減方策による削減効果は20%の見通しである。
- (2) 事業の変更の届出
  - ・加工可能な電子媒体による届出様式の提供を推進
  - ・最終的な提出書類一式のイメージを公表することを推進
  - ・Eメールを利用した事前相談及び不備の修正の推進
  - ・郵送による書類提出の原則化以上の削減方策による削減効果は23%の見通しである。
- (3) 事業の廃止又は休止の届出
  - ・加工可能な電子媒体による届出様式の提供を推進
  - ・最終的な提出書類一式のイメージを公表することを推進
  - ・Eメールを利用した事前相談及び不備の修正の推進
  - ・郵送による書類提出の原則化以上の削減方策による削減効果は20%の見通しである。

※いずれの取組についても、自治体の理解・協力が必要であり、平成29年度中にその取組を事務連絡等により促進し、平成31年度末までにその徹底を図る。また、自治体において好事例があれば、併せて周知、促進する。



### 3 コスト計測

#### 1 選定理由

開始の届出（年間 728 件）、変更の届出（2,535 件）、廃止の届出（217 件）のうち、開始の届出及び変更の届出（計 3,263 件）の削減を計測することで、全手続きの約 94%を占めるため、これらの削減方を検討することで、実効性のある計画が実行できると考える。

#### 2 コスト計測の方法及び時期

##### (1) 事業の開始の届出

###### ① コスト計測の方法

自治体より事業者の状況を確認の結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 600 分	}	720 分
II 書類提出及び内容確認のため訪問に要する時間 120 分		

※(1回の訪問時間) = (往復の移動時間) + (待ち時間) + (対面時間) = 2時間として計算  
各々以下の方法により、コスト計測を図る。

###### I について

ア 都道府県から様式及び記入要領は示されているものの、PDFの提供のため、様式から作成する時間を要しているが、加工可能な電子媒体により提供する。

イ 都道府県から様式及び記入要領は示されているものの、例えば、経歴をどの時点から記載すべきか、という細かい点は示されておらず、小さな問題であっても都道府県へ相談や提出後の差し替えを行っているため、最終的な提出書類一式のイメージを公表することで、記載要領よりも、書類作成開始時から、より都道府県が求める完成形に近い書類の作成を進めることを可能とする。

###### II について

ア 事業者が書類提出のために、都道府県へ訪問し、その場で簡単な確認がされているが、郵送による書類提出とする。

イ 書類提出前後の不備の修正は、Eメールを利用した修正を指示し、郵送による書類の差し替えを行う。

###### ② コスト計測の時期

取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成 29 年 6 月とし、次年度以降については手続き件数が年間で最も多い 4 月を想定。

##### (2) 事業の開始後の変更届

###### ① コスト計測の方法

自治体より事業者へヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 300 分	}	390 分
II 書類提出及び内容確認のため訪問に要する時間 90 分		

※(1回の訪問時間) = (往復の移動時間) + (待ち時間) + (対面時間) = 90分として計算  
各々以下の方法により、コスト計測を図る。

###### I について

ア 都道府県から様式及び記入要領は示されているものの、PDFの提供のため、ひな形の作成に時間を要しているが、加工可能な電子媒体により提供する。

イ 都道府県から様式及び記入要領は示されているものの、例えば、経歴をどの時点から記載すべきか、という細かい点は示されておらず、小さな問題であっても都道府県へ相談や提出後の差し替えを行っているため、最終的な提出書類一式のイメージを公表することで、

記載要領よりも、書類作成開始時から、より都道府県が求める完成形に近い書類の作成を進めることが可能とする。

IIについて

ア 事業者が書類提出のために、都道府県へ訪問し、その場で簡単な確認がされているが、郵送による書類提出とする。

イ 書類提出前後の不備の修正は、Eメールを利用した修正を指示し、郵送による書類の差し替えを行う。

② コスト計測の時期

取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成 29 年 6 月とし、次年度以降については手続き件数が年間で最も多い 4 月を想定。

## V. 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令に関する手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### (1) 実習演習科目の確認

##### ① 手続きの概要

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第1条に掲げる科目を開設する学校教育法に基づく大学、専修学校又は各種学校（以下「学校等」という。）の設置者は、開設し、又はしようとする実習演習科目について、科目省令第3条第2項に規定する事項について申請をすることにより、その確認を受けることができる。

##### ② 電子化の状況

なし

#### (2) 設置者の氏名等の変更の届出

##### ① 手続きの概要

科目省令第3条第1項の確認を受けた者は、同第3条第2項、第4項に規定する事項に変更があったときは、その日から1月以内に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

なし

#### (3) 確認の取消し

##### ① 手続きの概要

科目省令第3条第1項の確認を受けた者が当該確認の取消を受けようとするときは、その旨を申請しなければならない。

##### ② 電子化の状況

なし

#### (4) 講習会修了者名簿の提出

##### ① 手続きの概要

科目省令第1条第3項第4号及び同条第8項に規定する講習会を行う者は、当該講習会を行ったときは、遅滞なく、当該講習会の課程を修了した者の氏名、性別並びに当該講習会の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、提出しなければならない。

##### ② 電子化の状況

なし

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

#### (2) 設置者の氏名等の変更の届出

- ・ 必要な提出書類に関するマニュアル等の公表の推進
- ・ E-mail 等を利用した事前相談の推進

合計作業時間 20%削減

- ・ いずれの取組についても、大学等の理解・協力が必要であり、平成29年度中にその取組を事務連絡等により促進し、平成31年度までにその徹底を図る。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

#### (2) 設置者の氏名等の変更の届出

上記の手続が、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令に関する手続全体の9割以上を占めており、当該手続の削減方策を検討することで、実効性のある計画実行に寄与すると考えられるため。

## 2. コスト計測の方法及び時期

### (2) 設置者の氏名等の変更の届出

#### ① コスト計測の方法（総件数：337件 28年度実績）

大学等へヒアリングを行い、実習演習科目の確認を受けた大学等における標準的な作業時間を設定。

I 書類作成に要する時間 360分

II 提出してから最終的な受理までの時間

(1) 書類の不備等に係るやりとりのみの場合 120分（上記337件のうち274件）

(2) 書類の不備等に係るやりとり（120分）＋本省までの往復時間（180分）＋対面時間（60分）＝360分（上記337件のうち63件）

上記平成28年度実績を参考に、作業時間を算出。

このうち、

Iについて（書類作成に要する時間×総件数＝121,320分）

・大学等において、届出に関する必要提出書類等への理解度が異なるため、マニュアル等を示す。

IIについて（(来省前の書類の不備等に係るやりとり 32,880分)＋(指導のための本省への来省 22,680分)＝合計 55,560分）

・(1)について

「書類の不備等に係るやりとりのみ」について、マニュアル等を示すことやE-mail等での事前相談を推進することで、約半分の大学等において「書類の不備等に係るやりとり」を不要とすることを目標とする。

・(2)について

書類の不備が多い大学等については、その要因等の説明をするため、来省する大学等があるが、マニュアル等の提示やE-mail等での事前相談を推進する。

全体の作業時間：121,320分＋55,560分＝176,880分

#### ②時期：取組の起算点（開始時期）は平成29年6月とし、次年度以降については届出の件数の多い毎年4・5月を想定